

令和 2 年第 1 回尾鷲市議会臨時会会議録

令和 2 年 3 月 3 1 日（火曜日）

○議事日程（第 1 号）

令和 2 年 3 月 3 1 日（火）午前 1 0 時開会

- | | | |
|---------|-----------|---|
| 日程第 1 | | 会議録署名議員の指名 |
| 日程第 2 | | 会期の決定 |
| 日程第 3 | 議案第 3 0 号 | 市長及び副市長の給与等に関する条例の一部改正について |
| 日程第 4 | 議案第 3 1 号 | 尾鷲市市税条例等の一部改正について |
| 日程第 5 | 議案第 3 2 号 | 尾鷲市都市計画税条例の一部改正について |
| 日程第 6 | 議案第 3 3 号 | 尾鷲市国民健康保険税条例の一部改正について |
| 日程第 7 | 議案第 3 4 号 | 尾鷲市消防団員等公務災害補償条例の一部改正について |
| 日程第 8 | 議案第 3 5 号 | 令和 2 年度尾鷲市一般会計補正予算（第 1 号）の議決について |
| 日程第 9 | 議案第 3 6 号 | 令和元年度尾鷲市一般会計補正予算（第 9 号）の議決について |
| 日程第 1 0 | 議案第 3 7 号 | 令和 2 年度尾鷲市病院事業会計補正予算（第 1 号）の議決について
(提案説明、質疑、委員会付託) |
| 日程第 1 1 | 議案第 3 8 号 | 尾鷲市副市長の選任について
(提案説明、質疑、討論、採決) |
| 日程第 1 2 | 議案第 3 0 号 | 市長及び副市長の給与等に関する条例の一部改正について |
| 日程第 1 3 | 議案第 3 1 号 | 尾鷲市市税条例等の一部改正について |
| 日程第 1 4 | 議案第 3 2 号 | 尾鷲市都市計画税条例の一部改正について |
| 日程第 1 5 | 議案第 3 3 号 | 尾鷲市国民健康保険税条例の一部改正について |
| 日程第 1 6 | 議案第 3 4 号 | 尾鷲市消防団員等公務災害補償条例の一部改正について |
| 日程第 1 7 | 議案第 3 5 号 | 令和 2 年度尾鷲市一般会計補正予算（第 1 号）の議決について |

日程第 18 議案第 36 号 令和元年度尾鷲市一般会計補正予算（第 9 号）の議決について

日程第 19 議案第 37 号 令和 2 年度尾鷲市病院事業会計補正予算（第 1 号）の議決について

（委員長報告、質疑、討論、採決）

○出席議員（13 名）

1 番 三 鬼 孝 之 議員	2 番 内 山 將 文 議員
3 番 奥 田 尚 佳 議員	4 番 楠 裕 次 議員
5 番 上 岡 雄 児 議員	6 番 三 鬼 和 昭 議員
7 番 村 田 幸 隆 議員	8 番 仲 明 議員
9 番 小 川 公 明 議員	10 番 南 靖 久 議員
11 番 高 村 泰 徳 議員	12 番 野 田 拓 雄 議員
13 番 濱 中 佳 芳 子 議員	

○欠席議員（0 名）

○説明のため出席した者

市 長	加 藤 千 速 君
政 策 調 整 課 長	三 鬼 望 君
総 務 課 長	下 村 新 吾 君
財 政 課 長	岩 本 功 君
防 災 危 機 管 理 課 長	神 保 崇 君
税 務 課 長	吉 沢 道 夫 君
市 民 サ ー ビ ス 課 長	宇 利 崇 君
尾 鷲 総 合 病 院 事 務 長	河 合 良 之 君
尾 鷲 総 合 病 院 総 務 課 長	佐 野 憲 司 君
教 育 長	出 口 隆 久 君
教育委員会教育総務課長	山 口 修 史 君
教育委員会教育総務課学校教育担当調整監	大 川 太 君

○議会事務局職員出席者

事 務 局 長

高 芝 豊

事務局次長兼議事・調査係長

北 村 英 之

議 事 ・ 調 査 係 書 記

相 賀 智 恵

〔開会 午前１０時００分〕

議長（濱中佳芳子議員） おはようございます。

これより、令和２年第１回尾鷲市議会臨時会を開会いたします。

開会に当たり、市長より御挨拶があります。

市長。

〔市長（加藤千速君）登壇〕

市長（加藤千速君） おはようございます。

本日は大変お忙しい中、令和２年第１回臨時会に御出席を賜りまして、誠にありがとうございます。

今回の臨時会には、議案第３０号「市長及び副市長の給与等に関する条例の一部改正について」をはじめとする議案９件を提出させていただきました。よろしく御審議をいただき、御承認を賜りますようお願い申し上げ、簡単ではございますが、開会の挨拶とさせていただきます。

議長（濱中佳芳子議員） これより、本日の会議を開きます。

ただいまの出席議員は１３名であります。よって、会議は成立いたしております。

最初に議長の報告ですが、お手元の報告書は朗読を省略し、これより議事に入ります。

本日の議事につきましては、お手元の議事日程第１号により取り進めたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

それでは、日程第１、「会議録署名議員の指名」を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第８７条の規定により、議長において、３番、奥田尚佳議員、４番、楠裕次議員を指名いたします。

次に、日程第２、「会期の決定」を議題といたします。

お諮りいたします。

本臨時会の会期は、本日１日だけにしたいと思います。これに異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（濱中佳芳子議員） 御異議なしと認めます。よって、本臨時会の会期は、本日１日間と決定いたしました。

次に、日程第３、議案第３０号「市長及び副市長の給与等に関する条例の一部改正について」から、日程第１０、議案第３７号「令和２年度尾鷲市病院事業会

計補正予算（第１号）の議決について」までの計８議案を一括議題といたします。

ただいま議題となりました８議案につきましては、朗読を省略し、直ちに提案理由の説明を求めます。

市長。

〔市長（加藤千速君）登壇〕

市長（加藤千速君） それでは、本臨時会に提案しております議案について説明いたします。

議案書の１ページを御覧ください。

議案第３０号「市長及び副市長の給与等に関する条例の一部改正について」につきましては、本市の厳しい財政状況を鑑み、副市長の給与について減額措置を講じておりますが、その減額期間は前副市長の任期となっておりますので、その減額期間を改めるものであり、また、併せて規定する元号を改正するものであります。

次に、３ページの議案第３１号「尾鷲市市税条例等の一部改正について」及び１４ページの議案第３２号「尾鷲市都市計画税条例の一部改正について」の２議案につきましては、地方税法等の一部を改正する法律が改正されることに伴い、同条例の一部を改正するものであります。

市税条例等の一部改正においては、非課税措置や所得控除について、寡夫を独り親に改め、固定資産について、使用者を所有者とみなすことができる規定の追加や、死亡している者が登録されている資産における納税義務者の届出規定の追加、また、軽量な葉たばこに係る紙たばこの本数への換算方法の見直しなど、所要の改正を行うものであります。

また、都市計画税条例の一部改正においては、浸水被害軽減地区の課税標準の特例の新設など、所要の改正を行うものであります。

次に、１７ページを御覧ください。

議案第３３号「尾鷲市国民健康保険税条例の一部改正について」につきましては、地方税法施行令等の一部を改正する政令の改正に伴う所要の改正で、減税措置に係る軽減判定所得の基準額の見直しが主なものであります。

次に、１９ページを御覧ください。

議案第３４号「尾鷲市消防団員等公務災害補償条例の一部改正について」につきましては、一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律により、別表第４イ公安職俸給表（一）が改正されることに伴い、非常勤消防団員等に係る

損害補償の基準を定める政令で定める非常勤消防団員等及び消防作業従事者等の損害補償に係る補償基礎額について、所要の改正を行うものであります。

また、民法の一部を改正する法律により法定利率が改定されることに伴い、障害補償年金前払い一時金等が支給された場合における障害補償年金等の支給停止期間等の算定に用いる利率についても所要の改正を行うものであります。

次に、21ページの議案第35号「令和2年度尾鷲市一般会計補正予算（第1号）の議決について」から、23ページの議案第37号「令和2年度尾鷲市病院事業会計補正予算（第1号）の議決について」までの3議案について説明いたします。

まず、令和2年度一般会計補正予算について説明いたします。

お手元に配付の令和2年度尾鷲市一般会計補正予算書（第1号）及び予算説明書の1ページを御覧ください。

今回の一般会計補正予算計上額は、歳入歳出それぞれ1,433万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ98億5,864万3,000円とするものであります。

まず、歳入について説明いたします。

10ページ、11ページを御覧ください。

15款県支出金、2項県補助金は、新型コロナウイルス感染症対策に係る教育支援体制整備事業交付金20万9,000円の追加であります。

18款繰入金、1項基金繰入金は、今回の補正財源として財政調整基金から142万4,000円を繰り入れるものであります。

21款市債、1項市債は、本庁舎耐震改修工事設計業務及び耐震改修工事の事業量増加に伴う財源として、本庁舎耐震改修事業債1,270万円の増額であります。

次に、歳出について説明いたします。

12ページ、13ページを御覧ください。

2款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費1,697万2,000円の増額は、副市長の任用に伴う職員人件費426万7,000円、本庁舎耐震事業において撤去を予定している配管からアスベストが発見され、飛散対策等の費用が急遽必要となったことによる本庁舎耐震改修工事設計業務及び耐震改修工事1,270万5,000円の増額であります。

9款教育費、1項教育総務費、2目事務局費284万8,000円の減額は、

令和２年第１回定例会でお認めいただきました学校ＩＣＴ環境機器借り上げ料のうち、校内通信ネットワーク整備に係る費用が国の制度拡充により補助対象となったことから、別事業として執行すること及びＩＣＴ環境機器借り上げの入札結果に伴うものであります。

４項幼稚園費、１目幼稚園費２０万９,０００円の増額は、新型コロナウイルス感染症対策として幼稚園に空気清浄機を整備するための費用であります。

続きまして、地方債補正について説明いたします。

５ページを御覧ください。

耐震改修事業につきましては、本庁舎耐震改修工事設計業務及び耐震改修工事に係る起債額の増額により、借入限度額を変更するものであります。

続きまして、令和元年度補正予算について説明いたします。

お手元に配付の令和元年度尾鷲市一般会計補正予算書（第９号）及び予算説明書の１ページを御覧ください。

今回の一般会計補正予算計上額は、歳入歳出それぞれ４,９１７万６,０００円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ１０３億５,５５７万７,０００円とするものであります。

次に、１０ページを御覧ください。

歳入について説明いたします。

２款地方譲与税から１２ページの１１款交通安全対策特別交付金までは額の確定による増減であります。

１４款国庫支出金、２項国庫補助金は、校内通信ネットワーク整備に係る費用に対する公立学校情報通信ネットワーク環境施設整備費補助金４２２万円の追加であります。

次に、１４ページ、１５ページを御覧ください。

１６款財産収入、２項財産売払い収入２,１３８万円は、有休市有財産の売却額が見込みを上回ったことによるもので、土地建物売払い収入、旧第三保育園分５０３万円、旧第四保育園分１,６３５万円の増額であります。

１７款寄附金、１項寄附金７４４万９,０００円の減額は、ふるさと応援寄附金の実績見込みによるものであります。

２１款市債、１項市債は、校内通信ネットワーク整備に係る財源として、学校教育施設等整備事業債４１０万円の増額であります。

次に、歳出について説明いたします。

16 ページ、17 ページを御覧ください。

2 款総務費、1 項総務管理費、1 目一般管理費 1,944 万 2,000 円の増額は、職員 1 名分の退職手当であります。

3 目財産管理費 2,135 万 9,000 円の増額は、財政調整基金積立金 2,880 万 8,000 円の増額及びふるさと応援基金積立金 744 万 9,000 円の減額であります。

9 款教育費、1 項教育総務費、2 目事務局費 837 万 5,000 円の増額は、校内通信ネットワーク整備に係る校内 LAN 環境機器整備等業務委託料の追加であります。

続きまして、繰越明許費補正について説明いたします。

6 ページを御覧ください。

校内 LAN 環境機器整備等事業につきましては、年度内での事業実施が困難であるため、繰越し事業として実施するものであります。

続きまして、債務負担行為補正について説明いたします。

学校 ICT 環境機器借上げ金につきましては、校内 LAN 環境機器整備等を別事業としたこと及び入札による事業費の確定により限度額を 9,939 万 1,000 円から 7,498 万円に変更するものであります。

続きまして、地方債補正について説明いたします。

学校教育施設等整備事業につきましては、校内 LAN 環境機器整備に係る起債額の増額により借入限度額を変更するものであります。

続きまして、病院事業会計について説明いたします。

お手元に配付の令和 2 年度尾鷲市病院事業会計補正予算書（第 1 号）及び予算説明書の 2 ページを御覧ください。

病院事業会計補正予算につきましては、収益的収入におきまして、医療外収益 4,400 万円の増額で、紀北町から病院経営基盤の強化や持続可能な病院経営、特に救急医療体制の維持確保を目的に財政的支援をいただく紀北町救急医療体制特別支援金であります。

以上をもちまして、議案第 30 号「市長及び副市長の給与等に関する条例の一部改正について」から、議案第 37 号「令和 2 年度尾鷲市病院事業会計補正予算（第 1 号）の議決について」の 8 議案についての説明とさせていただきます。

よろしく御審議いただき、御承認賜りますようお願い申し上げます。

議長（濱中佳芳子議員） 以上で、提案理由の説明は終わりました。

これより、議案に対する質疑に入ります。

ただいまのところ、質疑の通告はございません。

質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（濱中佳芳子議員） 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。
お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案は、お手元の議案付託表のとおり、会議規則第37条第1項の規定により、所管の行政常任委員会に付託いたしたいと思えます。これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（濱中佳芳子議員） 御異議なしと認めます。よって、議題の8議案は、所管の行政常任委員会に付託することに決しました。

次に、日程第11、議案第38号「尾鷲市副市長の選任について」を議題いたします。

事務局長をして、議案の朗読をいたさせます。

（事務局長 朗読）

議長（濱中佳芳子議員） ただいま議案となりました議案につきまして、提案理由の説明を求めます。

市長。

〔市長（加藤千速君）登壇〕

市長（加藤千速君） それでは、議案第38号「尾鷲市副市長の選任について」について説明いたします。

議案書24ページを御覧ください。

副市長の選任につきましては、昨年12月末に前副市長が辞職され空席となっている副市長職について、現総務課長である下村新吾氏を選任しようとするものであります。

同氏の経歴につきましては、議案書の25ページに記載しておりますので、お目通しをお願いいたします。

本市においては、新年度から本市の新たな目指すべき将来像を掲げるため、第7次尾鷲市総合計画の策定に着手するとともに、同計画と併せ、次期尾鷲市まち・ひと・しごと総合戦略など、関連計画の策定、そして、おわせSEAモデル構想の実現に向けた取組など、全庁を挙げて取り組まなければならない課題が山

積している状況にあります。

同氏は皆様も御承知のとおり、市職員としての行政経験も豊富であることはもちろんのこと、職務に対する力量、適格性があり、また、職員からの信頼も厚く、副市長として本市の喫緊の課題に対し、議会との積極的かつ迅速な協議を行うとともに課題解決に向け取り組む卓越した手腕を有する人物と確信しているものであり、地方自治法第162条の規定により、議会の同意を求めるものであります。

何とぞよろしく御審議いただき、御同意賜りますようお願い申し上げます。

議長（濱中佳芳子議員） 以上で提案理由の説明は終わりました。

これより議案に対する質疑に入ります。

ただいまのところ質疑の通告はございません。

質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（濱中佳芳子議員） 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。
お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案につきましては人事案件でもあり、会議規則第37条第3項の規定により、委員会への付託を省略いたしたいと思います。
これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（濱中佳芳子議員） 御異議なしと認めます。よって、ただいま議題となっております議案は、委員会への付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。

ただいまのところ討論の通告はございません。

討論はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（濱中佳芳子議員） 討論なしと認めます。これをもって……。

3番、奥田議員。

〔3番（奥田尚佳議員）登壇〕

3番（奥田尚佳議員） 討論させていただきます。

議案第38号「尾鷲市副市長の選任について」でございますけれども、これは賛成多数で可決されるだろうということを想定した上で、私は反対の立場で討論に参加させていただきたいと思います。

今回、現総務課長が副市長ということで市長のほうから提案がございましたけ

れども、私は総務課長、本当に勇気があるなと思うんです。今本当に問題が山積で、今尾鷲市がどっちの方向に行くのかといういろんな問題がある中で、非常に難しい局面を迎えていると思うんですよね。そういう中でも、非常に簡単にできるような尾鷲幼稚園の3年保育もやらないという市長の強引なやり方、この中で副市長を受けるといのは本当にどういう心境だったのかなと思うんですけれども、本当に僕は総務課長に対しては敬意を払いたいと思うんですよ。というのは、今、火の中の栗を拾いに行くようなものですよね。よくそれを拾いに行けるなという、その決断に至るまでには随分、この前も市長が2月の中旬ぐらいからくどいたという話がありましたけれども、その決断する中で、いろんなことを考えた上での結論だったのかなという気がするので、私はそのことに対しては本当に深い深い敬意を払いたいと思うわけでございます。

ただ、やっぱり昨日、私が議会運営委員会の中で申し上げたように、先ほども委員会付託はしないということで、これでさっと認めようというような感じなんですけれども、振り返ってみますと、12月に藤吉副市長が突然お辞めになって、それで私は12月の一般質問の中で、老婆心ながらこれから新年度の予算編成もありますし、大丈夫ですかということを申し上げたときにも、やっていくんだと、自分が中心になってこれからやっていくというような話がありまして、新聞報道なんかでも本当に副市長が必要なかどうかということも考えた上でやっていくんだというような話もありました。それで3月の定例議会の中でも副市長関係の予算が計上されていなかったものですから、私は委員会の中で大丈夫なのかという気もしまして、副市長、やっぱり置かないんですかねという質疑をさせてもらいましたけれども、それでも今考えているところだというような答弁だと思うんですけれども、あのときは決まっていたんだろうなと思うんですけど。決まっていたけどあのときは言わなかったのかなと思うわけなんですけれども。

ああいう発言を聞いていて、なぜ今突然この臨時議会に、確かに2月の下旬からくどいたということもあったと思いますけれども、当初予算の編成は終わっていますからね。それにしてもこの3月の終わりになってから突然副市長の人事案件が出てくるのかという不自然さ。いろいろ考えるんですけれども、市長もいろんな独裁的だと言われるようなところもありますけれども、強引にやってきたところもあると思うんです。そういう中で3月3日に問責決議案が可決されて、1人でここに座っていると、隣にこれまで副市長がいたわけですけど、それがいな

いということで、3月議会の中でも寂しさを感じたのかなという、私なりに思うんですけれども。

そういう中で、市長もいろいろ考えたと思うんです。自分1人でやっていくんだという強引に進めてきたその中で、今回総務課長を抜擢すると。私はある意味これは画期的だなと思うんですよね。これまで県やら国のときもありましたけれども来ていただいて副市長をやっていただくということがずっとありましたけど。その中で職員を抜擢するというのは、ある意味画期的だと思うんですよね。紀北町さんはそれを今やられましたけれども。でも、これは非常に難しいと思います。職員がそのまま副市長という立場でやるというのは非常に大変なことだと思うんですけれども、でも逆に考えたら、市長としては、これまではある意味いろんなことを強引にやってきた部分があるけれども、職員を側近に置いてやらないと今の市役所は回っていかないというふうに考えたのかなと私なりに思うんですね。

それと、今回僕がびっくりしたのは、提案説明の中に、本市の喫緊の課題に対し議会との積極的かつ迅速な協議を行えるとともにという、そういうことで議会との信頼も厚い下村さんを抜擢するんだということで、今回こういうことは画期的だと思うんですよね。議会との積極的かつ迅速な協議を行えるようにということですね。

だから、そういう意味では職員に対してもそうだし、議会に対しても一定のこれまで強引にやってきたけれども、それじゃちょっとまずいと思ったのか、歩み寄りの姿勢を示してくれたのかなというふうに思うわけなんですけれども、そういうことはちょっと分かりませんが、本当は委員会審議してほしかったんですけれども委員会がないということなので。

それで、私はいろいろ昨日考えたんですけれども、人事案件です。人事案件なのでこれは否決してはいけないと、慣例的に人事案件なので私は否決してはいけないと思っています。でも、昨日の雰囲気を見ていても、これは間違いなく可決されるだろうということで、私1人ぐらい反対してもいいかなと思って今討論しているんですけど。私は、昨日もちょっと申し上げた12年前に副市長人事を上げたときに、これは平成20年の9月議会です。委員会審議をされ、とことん何時間も委員会をやられて、結果的にいろんな新聞報道、こういうことがあったやないかとか、新聞報道は新聞報道ですよね、新聞が勝手に書くわけですから。でも、そういうことまで言われて、何でこの人なんやみたいな話もあったと思うんですけど、いろんな思いがちょっとあったんですけど、そういう中で否決されて。

ただ、私はいろいろ思ったんですけれども、副市長がいなくても私は大変だと思ったことは1回もなかったし、あのとき、やれました。ですので、今財政難の中で副市長を置くと年間2,000万ぐらいかかると思うんですね。そういうことを考えると、この財政危機の中で職員をわざわざ上げると。それなら総務課長でいいじゃないですか、総務課長をうまく使えばいいと思うし。そういうことを考えた上で、私は今回総合的に考えて、本当に市長、候補者の方には敬意を払いたいと思いますけど、私は今回反対させていただきたいと思います。御理解いただきたいと思います。

議長（濱中佳芳子議員） 他にございませんか。

9番、小川議員。

〔9番（小川公明議員）登壇〕

9番（小川公明議員） 議案第38号「尾鷲市副市長の選任について」、賛成の立場から討論させていただきます。

加藤市長から提案理由にありましたように、下村新吾氏は行政経験も豊富な上、人格、識見とも優れた人物であり、行政全般にわたって適正な運営に携われたことなど、誰もが認める事実であります。

下村氏は、経歴にもありますように昭和57年から現在に至るまで約38年間、市職員として経験を培っておりますが、特に平成25年4月からは所属長として行政課題に対し積極果敢に課題解決に向け取り組む姿勢を目の当たりにしており、行政になくてはならない人物であったと言っても過言ではありません。

今後において、喫緊の課題である財政の再建、また、おわせSEAモデル構想の実現に向けた取組をはじめ、多くの課題があることから、経験豊富な手腕を生かし、課題解決に向けた取組を着実に進めていくことができる副市長の役割が重要となると考えております。

このように課題が山積する尾鷲市にとって、我々議会と執行部が両輪となって取り組む必要があります。そのためにも下村氏が副市長として優れた指導力を生かしながら職員の指揮に当たり、尾鷲市の発展に尽くされることを期待するものであります。

以上、下村氏が尾鷲市副市長の選任として適任であることを認め、私の賛成討論とさせていただきます。皆様の御賛同を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

議長（濱中佳芳子議員） 他にございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(濱中佳芳子議員) ないようですので、これをもって討論を終結いたします。

これより採決を行います。

日程第11、議案第38号「尾鷲市副市長の選任について」、原案のとおり同意することに賛成の方は起立願います。

(起 立 多 数)

議長(濱中佳芳子議員) 起立多数。

起立多数であります。よって、議案第38号は原案のとおり同意することに決しました。

ここで、ただいま副市長に選任同意されました下村新吾総務課長より御挨拶があります。

総務課長。

〔総務課長(下村新吾君)登壇〕

総務課長(下村新吾君) 副市長に選任の議決をいただき、ありがとうございます。

辞令交付は明日となりますが、副市長に就任しましたら市長を補佐することはもちろんのこと、市長の目となり耳となり、市民の皆様や職員の意見をくみ上げ、施策に反映させ、市民の皆様が幸せに暮らしていける社会形成の一助になれるよう頑張っていきたいと思っております。

また、尾鷲市に奉職して40年近くになりますが、議員の皆様と意見交換等ができるようになったのはほんの数年前でありますので、議員の皆様には今後とも御指導御鞭撻をお願いしまして、御挨拶に代えさせていただきます。ありがとうございました。

議長(濱中佳芳子議員) ありがとうございました。

下村総務課長におかれましては、今後の当市の発展に御尽力をいただきますよう、どうぞよろしくお願いいたします。

ここで暫時休憩し、付託されました議案の審査をしていただくため、第二・第三委員会室において行政常任委員会を開催していただきます。

なお、委員会終了後、本会議を再開しますので、よろしくお願いいたします。

それでは、暫時休憩いたします。

〔休憩 午前10時35分〕

〔再開 午前11時53分〕

議長(濱中佳芳子議員) 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、日程第１２、議案第３０号「市長及び副市長の給与等に関する条例の一部改正について」から、日程第１９、議案第３７号「令和２年度尾鷲市病院事業会計補正予算（第１号）の議決について」までの計８議案を一括議題といたします。

ただいま議題となりました８議案につきましては、所管の行政常任委員会に付託して御審査願っておりますので、その経過並びに結果について、委員長の報告を求めます。

行政常任委員会、三鬼孝之委員長。

〔１番（三鬼孝之議員）登壇〕

１番（三鬼孝之議員） 私ども行政常任委員会へ付託されました議案第３０号「市長及び副市長の給与等に関する条例の一部改正について」、議案第３１号「尾鷲市市税条例等の一部改正について」、議案第３２号「尾鷲市都市計画税条例の一部改正について」、議案第３３号「尾鷲市国民健康保険税条例の一部改正について」、議案第３４号「尾鷲市消防団員等の公務災害補償条例の一部改正について」、議案第３５号「令和２年度尾鷲市一般会計補正予算（第１号）の議決について」、議案第３６号「令和元年度尾鷲市一般会計補正予算（第９号）の議決について」、議案第３７号「令和２年度尾鷲市病院事業会計補正予算（第１号）の議決について」、以上８件につきまして、委員会における審査の経過並びに結果について御報告申し上げます。

本日１０時４５分より、市長、教育長、病院事務長並びに関係課長等の出席を求め、詳細に説明、聴取を行い、慎重に審査いたしました結果、付託されました８議案につきましては、いずれも全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しましたので御報告申し上げます。

よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

議長（濱中佳芳子議員） 以上で委員長の報告は終了いたしました。

これより委員長の報告に対する質疑に入ります。

質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（濱中佳芳子議員） 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（濱中佳芳子議員） 討論なしと認めます。これをもって討論を終結いたします。

これより採決を行います。

最初に、日程第１２、議案第３０号「市長及び副市長の給与等に関する条例の一部改正について」を採決いたします。

本議案に対する委員長の報告は可決であります。委員長の報告のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

（挙 手 全 員）

議長（濱中佳芳子議員） 挙手全員。

挙手全員であります。よって、議案第３０号は、原案のとおり可決されました。

次に、日程第１３、議案第３１号「尾鷲市市税条例等の一部改正について」を採決いたします。

本議案に対する委員長の報告は可決であります。委員長の報告のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

（挙 手 全 員）

議長（濱中佳芳子議員） 挙手全員。

挙手全員であります。よって、議案第３１号は、原案のとおり可決されました。

次に、日程第１４、議案第３２号「尾鷲市都市計画税条例の一部改正について」を採決いたします。

本議案に対する委員長の報告は可決であります。委員長の報告のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

（挙 手 全 員）

議長（濱中佳芳子議員） 挙手全員。

挙手全員であります。よって、議案第３２号は、原案のとおり可決されました。

次に、日程第１５、議案第３３号「尾鷲市国民健康保険税条例の一部改正について」を採決いたします。

本議案に対する委員長の報告は可決であります。委員長の報告のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

（挙 手 全 員）

議長（濱中佳芳子議員） 挙手全員。

挙手全員であります。よって、議案第３３号は、原案のとおり可決されました。

次に、日程第１６、議案第３４号「尾鷲市消防団員等公務災害補償条例の一部改正について」を採決いたします。

本議案に対する委員長の報告は可決であります。委員長の報告のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

(挙 手 全 員)

議長（濱中佳芳子議員） 挙手全員。

挙手全員であります。よって、議案第３４号は、原案のとおり可決されました。

次に、日程第１７、議案第３５号「令和２年度尾鷲市一般会計補正予算（第１号）の議決について」を採決いたします。

本議案に対する委員長の報告は可決であります。委員長の報告のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

(挙 手 全 員)

議長（濱中佳芳子議員） 挙手全員。

挙手全員であります。よって、議案第３５号は、原案のとおり可決されました。

時報が入りますので、しばらくお待ちください。

〔休憩 午前１１時５９分〕

〔再開 午後 ０時００分〕

議長（濱中佳芳子議員） 次に、日程第１８、議案第３６号「令和元年度尾鷲市一般会計補正予算（第９号）の議決について」を採決いたします。

本議案に対する委員長の報告は可決であります。委員長の報告のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

(挙 手 全 員)

議長（濱中佳芳子議員） 挙手全員。

挙手全員であります。よって、議案第３６号は、原案のとおり可決されました。

次に、日程第１９、議案第３７号「令和２年度尾鷲市病院事業会計補正予算（第１号）の議決について」を採決いたします。

本議案に対する委員長の報告は可決であります。委員長の報告のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

(挙 手 全 員)

議長（濱中佳芳子議員） 挙手全員。

挙手全員であります。よって、議案第３７号は、原案のとおり可決されました。

以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

この際、市長より御挨拶があります。

市長。

〔市長（加藤千速君）登壇〕

市長（加藤千速君） 議員の皆様におかれましては、公私ともお忙しい中、慎重なる御審議を賜り、誠にありがとうございました。

本臨時会に提出いたしました議案第３０号「市長及び副市長の給与等に関する条例の一部改正について」をはじめとする議案９件につきまして、原案のとおり御承認いただきましたこと、厚く御礼申し上げます。

審議の中においていただきました様々な御指摘、御意見につきましては、今後、十分留意の上、市政運営に努めてまいりたいと考えております。

簡単ではございますが、閉会の挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。

議長（濱中佳芳子議員） 本日１日御苦勞さまでございました。

これをもって、令和２年第１回臨時会を閉会いたします。

〔閉会 午後 ０時０３分〕

地方自治法第１２３条第２項の規定に基づき下に署名する。

尾鷲市議会議長 濱 中 佳 芳 子

署 名 議 員 奥 田 尚 佳

署 名 議 員 楠 裕 次